



# 2022年度 JTOs 派遣報告

競技運営委員会

# 2022年度派遣競技会の状況

(2021年度全国会議以降)

- ・大阪国際女子マラソン
- ・日本選手権20km競歩
- ・京都マラソン
- ・日本選手権クロスカンントリー
- ・びわ湖・大阪毎日マラソン
- ・東京マラソン2022
- ・名古屋ウイメンズマラソン
- ・室内日本選手権
- ・全日本競歩能美大会

(2022年度) ~1月28日までの派遣競技会

- ・金栗記念選抜中距離
- ・全日本競歩35km輪島大会
- ・吉岡隆徳記念出雲陸上
- ・兵庫リレーカーニバル
- ・織田記念陸上
- ・木南道孝記念
- ・静岡国際陸上
- ・ゴールデンゲームズinのべおか
- ・水戸招待陸上
- ・日本陸上競技選手権大会10000m
- ・SEIKOゴールデンングランプリ
- ・日本選手権混成
- ・U20日本選手権混成
- ・日本陸上競技選手権大会
- ・布勢スプリント
- ・南部記念
- ・全国高等学校陸上競技選手権大会
- ・実業団・学生対抗陸上競技大会
- ・全日本中学校陸上競技選手権大会
- ・Athlete Night Games in FUKUI
- ・北海道マラソン
- ・富士北麓競技会
- ・日本学生陸上競技対校選手権大会
- ・全日本実業団選手権大会
- ・デンカ・アスレティック・チャレンジ2022
- ・日本選手権リレー
- ・国民体育大会
- ・田島直人記念陸上
- ・U18 / U16陸上競技大会
- ・レガシーハーフマラソン
- ・全日本競歩35km高畠大会
- ・防府読売マラソン
- ・全国中学校駅伝大会
- ・全国高等学校駅伝競走大会
- ・全国都道府県対抗女子駅伝競走大会
- ・全国都道府県対抗男子駅伝競走大会

## 報告事例①

### 男子砲丸投

グライド後、サークル中央に着地した瞬間に手から砲丸が落下してサークル内でバウンドし、足止め材の横を通過して前方に転がり出た。



選手は砲丸を拾いに出てサークルに戻り時間内に試技を行ったが、サークル内でリバースできず無効試技となった。

結果的には無効試技となったが、最初に砲丸が落下した時点で無効試技とするかそれともこの事例のように投げ直しを認めるか。

## 報告事例①

TR32.14

競技者が試技中につきのこをした時は、1回の無効試技とする。

TR32.14.1

砲丸あるいはやりをTR33.1およびTR38.1で定められた以外の方法で投げた時。

TR32.15

各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた競技を中断してよい。その上で、用具（投てき物）をサークルや助走路の中でも外でも一旦下に置いてもよく、サークルや助走路から出てもよい。

今回の事例では、はっきりとルールに違反しているとは言えない状況のため、無効試技とはしないという判断でも問題ないと考えられる。

## 報告事例②

### 女子三段跳

- ・ 3回目の試技中、競技者A, B, Cから着地地点と計測された記録が違うと抗議
- ・ 計測された記録が違うという抗議に対して、確認作業の結果から機器の不具合、記録表示器の設置間違いの可能性より、着地判定の誤りの可能性があることから、審判長は再試技を認めた。この再試技により、競技者A, BはTOP8に入り、7位の競技者D、8位の競技者Eは9位以下に順位を下げた。
- ・ このことに対して、競技者D, Eが抗議を申し立てた。この抗議が審判長を飛び越えて Jury にあがり、Jury は4回目以降の試技を行うことを説明してしまった。このことは現場の審判長、JTOに知らされることはなかった。
- ・ 結局、Jury の決定がルール通りの手順を踏んでおらず、試技を与える決定は誤りであることを伝え、競技者D, Eに謝罪して再度、審判長の説明から30分以内に上訴を行うようにアドバイスした。その結果、再び競技者D, Eは上訴に踏み切った。→裁定は却下

## 報告事例②

### ①計測機器の不具合に対処できるような準備を前もって整えておくこと

→計測結果に疑義が生じた場合は即座に確認。その結果、再試技・機器の交換など次に何を行うか素早く判断・行動できるように

### ②特に大規模大会では抗議・上訴の手順をしっかりと確立・把握しておくこと

→審判長や抗議担当総務、ジューリーはもちろん、現場の競技役員もしっかりと抗議の手順をふまえておくことが大切。TICとの連携も大事。

## 抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

○競技終了、結果発表



- 当該競技者または代理人が抗議担当総務員（審判長）に説明を求める  
(口頭抗議)
- ・決勝、および予選・準決勝でも当日に次のラウンドがない場合...30分以内
  - ・予選・準決勝で当日に次のラウンドがある場合...15分以内



○抗議担当総務員（審判長）から説明



○説明に納得（結果了承・確定）

## 抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

### 説明に納得しなかった場合...

- 上訴申立書に預託金（1万円）を添えて抗議担当総務員に提出（上訴）
  - ・抗議担当総務員（審判長）からの説明より30分以内  
（当日に次のラウンドがある場合は15分以内）
- ↓
- ジュリーは関係審判員から事情聴取・資料収集→審議・裁定
- ↓
- 裁定結果を**抗議担当総務員を経て**当該競技者または代理人に伝達  
（結果了承・確定）

基本的な流れは上述の通りであるが、事例②のように3回目終了時点までに疑義がある場合は、4回目に入る前に何らかの対応を行う必要があるのではないか。



## 抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

### TR8.5〔国際〕

フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、直ちに口頭の抗議を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。

#### TR8.5.1

距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8人を超える競技者が競技する前半の3ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者はそれ以降のいかなるラウンドへ進むことができる。

審判長は、無効試技の判定に少しでも確信が持てないとき、関連するすべての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めても良い。

抗議に関して、〔国際〕を適用する場合もあることを競技注意事項に明記するなどして、現場でスムーズに対応できるようにすることも重要